

# 危険予防の方法

## (天候等)

- 次の各号のいずれかに該当する場合は、煙火の消費を中止する。
- 1 強風（10m/s超）により安全な消費に支障をきたすおそれがあるとき。
  - 2 大雨又は落雷のおそれがあり、安全な消費に支障をきたすおそれがあるとき。
  - 3 海上等での消費において、波高が著しく高く、安全な消費に支障をきたすおそれがあるとき。
  - 4 河川の増水等により消費場所が冠水するおそれがあるとき。
  - 5 各種警報又は注意報が発せられており、安全な消費に支障をきたすおそれがあるとき。
  - 6 火災に関する警報が発令されたとき。
  - 7 その他天候等により煙火の消費に危険な状況が予想されるとき。

## (煙火の消費前)

- 1 火災の発生を防止するため、そのおそれのある区域は必要に応じて除草、樹木の伐採、可燃物の除去及び散水を行う。
- 2 あらかじめ会場のアナウンス等により不発玉のがんろう防止について啓発する。

## (煙火の消費中)

次の各号のいずれかに該当する場合は、煙火の消費の全部又は一部中止あるいは一時中断をする。

- 1 危険区域に関係者及び監督官庁の職員以外の者が立入り、危険区域外に退去したことが確認できないとき。
- 2 煙火による事故等の発生により、安全な消費の継続に支障をきたすとき。
- 3 事故の発生原因が不明等で、再開によって再度同種の事故が発生すると予想されるとき。
- 4 その他安全な消費に支障をきたすとき。

## (その他)

- 1 危険区域の設定は、消費準備を行う時点から、消費終了後の残火薬類の確認及び回収作業が終了するまでの間とする。
- 2 事故や災害が発生した場合に、緊急車両の進入や消火・救急活動が速やかにできるよう関係機関に協力する。
- 3 煙火従事者は、煙火消費中は長袖又は法被・長ズボンを着用する。